



平成23年 第6回臨時会

会 議 録

(平成23年6月27日～7月1日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年
枕崎市議会第6回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 5日間（6月27日～7月1日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
6月27日（月）	本会議		前 9：29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号－第4号） 6 提案理由の説明、質疑 7 予算特別委員会の設置及び委員の選任 8 議案委員会付託 9 散 会
		委員会	前 10：59	1 総務文教委員会
6月28日（火）	休 会	委員会	前 9：26	1 予算特別委員会
6月29日（水）	休 会			
6月30日（木）	休 会	委員会	後 1：18	1 議会運営委員会
7月 1日（金）	本会議		後 1：29	1 再 開 2 議案上程（日程第1号） 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第2号） 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成23年6月27日)

平成23年枕崎市議会第6回臨時会

議事日程（第1号）

平成23年6月27日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	4 2	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	予 特
4	4 3	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
本 田 親 行 財政課長
山 口 英 雄 税務課長
田野尻 武 志 監査委員
田 中 義 文 保健医療係長
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
今給黎 和 男 健康課長
揚 村 芳 江 健康課参事
四 元 幸 一 監査委員事務局長
上 園 信 一 課税係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** おはようございます。

平成23年第6回臨時会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、5番清水和弘議員、12番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から7月1日までの5日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号及び第4号の2件を一括議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、議案第42号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第43号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件であります。

いずれも、本市の国民健康保険事業の運営に関するものでありますので、一括して御説明申し上げます。

本市の国民健康保険事業は、平成22年度が約2億3,000万円の大幅な赤字決算となり、さきの臨時会におきまして繰上充用の措置をお願いしなければならなかったことなど、非常に厳しい財政状況となっております。

そのような状況の中で、今後の事業の継続的かつ安定的な運営を図るための方策としましては、保険税の見直し以外にその方法を見出せない状況にあり、今回、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正において、基礎課税額に係る保険税率の改定をお願いするものです。

また、平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）におきましては、歳入歳出それぞれ8,511万5,000円を減額し、予算総額を42億0,154万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、償還金及び繰上充用金の減額であり、その財源として、国民健康保険税及び繰入金金の増、国庫支出金、療養給付費等交付金、繰越金及び諸収入の減で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○**3番豊留榮子議員** まず最初に、この一世帯平均の国保税が幾らになるのかということと、もう1つは一世帯平均の税の負担が幾らになるのかをお尋ねします。

○山口英雄税務課長 今回の税率改定におきまして、改定後の一世帯当たりの平均の国保税額は15万4,119円となりまして、現在、改定前でいきますと平均13万4,588円でございますので、1万9,531円増加することになります。改定率は14.51%ということになります。

○3番豊留榮子議員 今、皆さん、収入が減って、また年金暮らしの人は年金が削られている中でですね、市民の暮らしは一層苦しくなっています。ますます払いたくても払えないという人がふえてくるのではないかとこの心配があります。この税の徴収ですが、これまで以上に難しくなるのではないかと考えられますが、税の徴収の見通しをどのように考えているのか、お尋ねします。

○山口英雄税務課長 現在、市民の皆さんの所得の動向につきましては、一世帯当たりの課税標準所得の医療全体分で見えますと、現時点におけます平成23年度の一世帯当たり課税所得は大体77万8,000円程度というふうになっておりまして、前年度に比べまして4万6,000円程度は増加するものというふうに見込まれています。ただ、依然として厳しい社会経済情勢の中にありまして、今後の市民所得の伸びというものにつきましては、さほど期待はできないのではないかとこのように思われます。

また今、質問者が言われましたとおり、年金につきましても物価スライド制によりまして、本年4月から0.4%引き下げられていると、こういった状況も承知しておりまして、なかなか納税を取り巻く環境というのは厳しいものがあるというふう認識しております。

今回の税率改定におきましては、私どもといたしましても低所得者の負担軽減の観点からできる限りの配慮をいたしたところでございますが、いずれにしましても現在よりも負担がふえるということから、徴収率への影響というのは懸念されるところでございます。

私どもは今回の改定案の検討に際しまして、前年度の医療給付費に係る収納実績をもとに徴収率を94%というふうに設定いたしたところでございますが、今後これを確保できるよう徴収体制の強化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 市長にお尋ねしておきたいんですけども、多くの人たちは国保税が高いと今感じておられます。年金暮らしにとって、国保税の値上げが大変だという声が多く聞かれます。このような中で、大幅な値上げを提案しました。今回の値上げは、所得200万円の4人家族で38万7,700円の国保税となるようです。この所得に占める国保税の割合が19.4%、市長の場合ですと5.8%。これからすると、3.3倍にもなります。市長の所得の3分の1しかない人たちが38万7,700円の国保税を納めなければなりません。市長は高すぎると思いませんか。

○神園征市長 まずですね、国保税の負担感というものはかなり重く感じておられるんだろうなと、そのことは認識しております。そして、この保険制度は国保のほかにも違う制度があるわけですが、そういった制度と比べましても国保のほうが負担感は強いだろうということは認識しておりますが、これは全国どの自治体でも抱える問題でありまして、一自治体で解決できるような問題ではございませんので、国のほうでですね、その制度の改正なり、あるいは毎回申し上げておりますが、県の市長会あたりでも毎年、国のほうにそういった制度の改正とかそういったことについては強い要望を出しているわけでありまして、これは今後ともそのことをやっていかなければならないと思っております。

それから、市民の方々の負担と私の保険と率で比較したものを見かけますし、しかし、これはですね、一概に比較できないものではなかろうかと思えます。私は、現在は国保に加入しておりませんで、共済保険という保険でやっております。制度が全く違います。ですから、平たく言えばですね、わかりやすく言えば、同じ水泳競技の中でもですね、クロールと例えば背泳ぎとか、そういったものでは全くスピードも何も違うわけでございますが、それにも似たようなもんじゃないのかなとこう、思ったりしております。とにかく、国保の負担は皆さん重いと感じるだろうなということ認識をいたしております。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**15番牧信利議員** 議案第42号、43号に関連して、質疑を行います。

まず、今回の条例改定にあたってですね、国保運営協議会がいつ、何回開かれたのか、明らかにしていただきたい、それが第1点。

第2点、所得200万円の標準世帯の場合の、現在の税額と引き上げ後の税額を示していただきたい。

第3点、今回の国保税の値上げは多くの皆さんからも大変な引き上げだと。今でさえ大変なんだと、こういう声が寄せられているわけですが、この引き上げによって税収が幾ら新たにふえていくのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、今、全国で医療生協関係の全国組織がある民医連が調査をした結果で、これまでも明らかにしておりますが、国保税を払えないということで病院に行けない。そのために亡くなった方、また、国保税は払っているけど病院代が負担できないと、そういうことで病院に行かないで命を落とした、手おくれになったと、そういう方が47人おられるという調査を行っています。これは、医療生協関係の調査ですから、全国的な医療機関で調査をしたとすれば、これの何十倍もの数と考えられるわけですね。このような事態が、今回の値上げによって一層深刻になると私は考えるんですが、枕崎で国保税が払えない、また医療費の負担ができないということで、命を落とすような事態が生じないのかどうか、当局はこの点についてどのような考え方を持っておられるのか、明らかにしていただきたい。

次は、地域経済への影響ですね。これは当然、今まで生活に使っていた分を国保税のほうに回さなければいけないわけですから、地域での買い物なども減るのは当たり前ですね。当局は、そういう地域経済への影響というのを今回の値上げでどのように考えておられるのか、以上お尋ねします。

○**今給黎和男健康課長** 国保運営協議会につきましてですが、6月16日、1回開催しております。

○**山口英雄税務課長** 所得200万円の場合の今回の税額ということでございますが、国保税の税額につきましては、所得はもちろんですが、年齢とか家族構成等によって異なってまいりますので、一概には言えませんが、モデルとして課税所得が200万円、4人家族で、家族構成が40歳以上の夫婦と子供2人の場合で、収入は夫の給与収入のみで妻は収入なし、固定資産税が4万円とこういったケースを想定してみますと、改定前の国保税は後期高齢者支援、介護納付金分も含めまして33万0,200円でございます。これが改定後は、38万7,700円ということになります。

それから、今回の改定によりまして、国保税の税収がどれくらいふえるのかというお尋ねでございますけれども、今回の改定にあたりましては収納率を94%と見込んで計算してございます。これで、一般被保険者分で7,360万円程度の収入増を見込んでおります。なお、改定によりまして、退職被保険者分の国保税についても874万程度、増収ということになりますけれども、この分については療養給付費等交付金が減額されるため、実際、収入として増加しませんので、税率改定に伴います実際の増収といいますのは、7,360万円程度というふうに見ているところでございます。

それから、地域経済への影響ということでお尋ねがございました。今回の改定によりまして、国保税の負担というのはふえますので、収入が増加しない限り、消費に回せるお金というのは必然的に減少すると、こういうことになるわけですが、それが地域経済にどの程度の影響を与えるかということについては、なかなか想定は非常に困難だというふうに思っております。

○**今給黎和男健康課長** お尋ねの国保税が払えなくて医者にかかれないとか、国保税は払っているが病院代がなくて医者に行けないというようなことに、どういう見解かということであります

が、保険税の収納の確保は国保財政を運営していく中で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図る観点からも重要なことであり、市としてもこういう趣旨を十分に説明しまして、保険税の納付に対する理解を求めることに最大限努めることが重要であると考えております。

一方で、保険税を滞納している被保険者に対しましては、短期保険証及び資格証明書を交付し、医療を受ける機会が損なわれることがないようにしております。

また、病院代を払えない被保険者等につきましては、一部負担金の減免制度で対応することにより、御質問のようなことは起きないと考えております。

○15番牧信利議員 負担の公平という立場で、今、健康課長が答弁をされたんですが、現実にはそういう事態が全国で47人の方が国保税にかかわって病院に行かないで命を落としている。行っても手おくれで一週間以内に亡くなっていると、そういう事例が出ているわけですね。それが、特別な事例ではなくてですよ、全国的にそういう一民医連という連合体の調査だけでもそれは出ているわけですよ。それが、枕崎で起こらないという可能性はないわけですよ。起こる可能性というのが、考えられるわけですよ。そういう点を考えた場合にですよ、今、健康課長が言われたような手だてがあるんだと言うんですが、そういう問題について市のほうとして市民にお知らせをしているのかどうかですよ。そういう短期の保険証交付を市役所に行ってお願いとということだけでも、市役所に行くのは怖いという人たちが実際にいるわけですよ。それは、自分自身がやむを得ず税金を滞納している。そのことが市役所の玄関を通る、そういうことすら気持ちの上ではプレッシャーとなってきていると、そういうのが今の実態ですよ。それで、この点ではですね、市長自身にこういうことが起こる可能性があるとは私は思うんですが、市長はどう考えているのかをお尋ねします。

次の問題ですが、今回の改定に関連して補正予算のほうでは基金からの繰り入れを行っているわけですが、どのような立場から今回の繰り入れが行われたのか。

次に、一般会計から当然、繰り入れるべきだと考えるわけですね。平成4年以来の国保財政安定化支援事業、この事業の中で市が国保に渡さず、一般会計で使った金というのは5億8,671万円です。当然、これは国保に出すべき金ですから、こういう市民に多額の負担をさせるような事態のときにですよ、一般会計から当然これは繰り入れを行うべきだというふうに思うんですが、そういう検討はなされなかったのかどうか。以上、2回目の質疑。

○神園征市長 保険税との関係で、そういった命を落とすようなことがないのかという、それについてどう思っているかというお尋ねかと思いますが、先ほど健康課長のほうでも答弁いたしましたように、日ごろからそういったことについては十分注意をしまして、そういうケースがないように努めていく。窓口でも、市民の方がそういった来にくいといったようなことがないようにですね、やっぱり市民の立場に立った対応、そういったものを心がけていかなければならないと思っております。

○今給黎和男健康課長 今回の基金からの繰り入れにつきましてはのことではありますが、これは平成20年度に貸し付けを受けました県広域化等支援基金貸付基金の償還が23年度から始まるものであったんですが、22年度におきまして2億3,400万円余りの赤字になったために、償還期間を2年間繰り延べてもらうように県に相談した結果、内諾が得られたということでもあります。当面、この償還財源として積み立てた基金を取り崩し、繰上充用金の財源に充てていきたいと考えております。償還期間が延期となりましても債務が残りますので、再度、償還財源を確保しなければなりません、単年度収支が赤字にならないための措置であります。償還財源の確保の方法につきましては、今回の税率改定の結果を踏まえ、同時に医療費動向や補助金等の動向を見極めながら、年次的な手だて策を今後とも検討していく考えであります。

○本田親行財政課長 財政安定化支援事業にかかわります一般会計の各年度の繰り出しにつきましては、制度の趣旨や財源の措置状況等を踏まえまして、普通交付税で措置された額を基本に、

一般会計と国保会計の双方の財政事情等を十分考慮した上で決定し、最大限繰り出しに努めてきたところです。今後におきましても、この基本的な考え方は変わりはありませんが、平成23年度におきましては被保険者の負担抑制の観点から、普通交付税の措置額ではなく、限定的に財政安定化支援事業の対象経費の額を繰り出す考えでございます。

○15番牧信利議員 実際はですよ、いわゆる一般会計からの繰り入れをやっている自治体は県下でもあるんですよ。枕崎は、それは一切やっていないわけですから。こういう大変な住民への負担を押しつけるような事態に直面しているときですよ、当然、市は一般会計から繰り入れをして、その負担軽減をするというのは当たり前のことだと思うんですね。しかも、国保に來ているお金をですよ、これまで5億8,000万円以上、これは一般会計で使っているわけですから。当然、国保に対して借りがあるわけですよ。こんなときに、その金を返してもらうというのは当然のことじゃないですか。そういう点について、なぜやらなかったのかですよ。これは、昨年5月、厚生労働省がですよ、通達を出しましたよ。広域化についての策定という、県知事に。これには、一般会計からの繰り入れをやめている。税金値上げで処理しようというのがちゃんと書いてあるわけですね。その方針にのっとって、今回の値上げにあたっての財源対策を当局はやっているんじゃないですか。つまり、政府の言いなりになってですよ、その方針に従って一般会計からの繰り入れをやらない。こういうことは、具体的には事実として今回の補正では出ているわけですよ。この点について、厚生労働省のいわゆる広域化通達にかかわって、どういう検討が財源措置にあたってなされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、さっき市長のいわゆる共済掛金と国保の負担割合との比較は一概にできないというような意味の答弁をされていますが、そういう意味で言っているんじゃないですよ。市長の負担率はわずか5.8%ですから。これは200万の4人家族の世帯が今回モデル世帯でしてですよ、19%を超えるわけですよ。いわゆる所得の2割を国保税に払わなければいけない。だから、それは大変な負担ではないのかと。大体、市長なんかの掛金はですよ、後の半分はだれが出しているんですか。そういうのを考えてみたら、当然そういう比較をすることのできないようなことではなくて、そういう大変な負担を押しつけられる住民の暮らしのやりくりについて、市長はどう考えているのかというのを先ほど豊留議員も聞いたが、それには明確には答えられないんですよ。だから、改めてその点も市長にお伺いをしたいと思います。

そして、最後に市長に対して申し上げたいのは、この議案の撤回をする考えはないのかどうか。以上です。

○地頭所恵副市長 私のほうから、一般会計からの繰り出しについてお答えをさせていただきます。国保の財政安定化の交付金につきましては、地方交付税の措置ということでなされている措置でございます。交付税を算定する中でその金額が算定はされておりますが、交付税はあくまでも条件とか、その使い道を制限してはならないと、これは地方交付税法の中で、法律で禁止されていることでございます。交付税は国庫補助金とは根本的に異なる性質を持っておりますので、あくまでも地方の自主的な判断で使用できる財源ということでございます。

また、総務省のほうから出されております国民健康保険の繰り出しについての通知の中でも、保険料または税ですね、負担すべき給付費について一般会計が補助することを一般的に是認する趣旨のものではないということ。この算定された額の範囲内で各市町村がそれぞれの地域の実情に即して、独自に決定すべき繰り出しの範囲、額については独自に決定すべきものであるというふうにされておりますので、私どもとしましては先ほど財政課長が答弁したようなかたちで、これまで繰り出しをしてきたところでございます。ただ、今回の23年度につきましては、国保税の税率を引き上げることによって、少しでも負担を減らすという趣旨から、これまではその交付税算定の数値として80%を算定した額の、80%の繰り出しをしておりますが、今回に限っては限定的に80%ではなく100%、残りの20%の部分も繰り出しをするということで考えているところ

でございます、それをもとに引き上げに必要な所要額の算定をしたところでございます。

なお、その繰出金の金額につきましては、まだ交付税の算定が今年度の分が終わっておりませんので、今回の補正の予算の中には組み入れておりません。今年度の地方交付税の算定が確定した時点で、また改めて補正予算の中でお願いをしたいというふうに考えております。

○神園征市長 先ほどもですね、答弁申し上げたように、国保税が市民からしてみると非常に負担感が強い、そのことは認識いたしておりますが、全国どこの自治体も同じような問題を抱えておまして、これは一自治体で解決できないので、国のほうにしっかりした保険制度をつくってくれということは市長会でも毎年要望を出していると、今後ともそういう姿勢は貫きたいと、こういうことであります。そして、制度が違うということは例えばの話がですね、1点だけ申し上げますと、国保の介護保険の分も含まれているかと思いますが、共済の場合には介護保険は私の場合は別に支払っているといったような違いもございます。

それから、議案を撤回する考えはないかということですが、撤回する考えはございません。どうか、国保の加入者の皆さん方に御理解をいただいて、国保運営がスムーズにいくように願っております。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。

○2番立石幸徳議員 ただいま提案されました議案第42号それから43号についてですね、質疑をいたします。総務委員会に条例部分は付託されておりますので、本会議では予算にかかわる部分についてですね、私も予算委員会に参加できるかどうか定かではございませんので、予算関係を重点に質疑をさせていただきます。

さきの5月25日の臨時市議会で、23年度国保会計補正（第1号）において、繰上充用金約2億4,000万円に対応する歳入の確保が、今回の補正（第2号）で出されてきているわけですね。先ほどから説明がありましたように、準備基金のほうから1億4,800万円ぐらい、そして23年度に予定しておりました県への償還金を取りやめて、この分を8,300万を合わせて歳入欠陥の補てんもするようになっているんですが、そういったしますとね、とりあえずこの22年分、繰上充用をしました22年分の赤字については今回の補正（2号）で穴埋めが可能になったわけですね。そこでなぜ、ただいま現在、現時点ですよ、国保税の税率改正をしなければならないのか。この必要性の根拠を明確にさせていただきたいと思っております。

それから、予算の中で特別調整交付金7,359万9,000円を減額しておりますが、この内容についても説明をいただきたいと思っております。

それから、条例関係で予算とも関係しますので、本会議でお尋ねをしておきますが、第3条の所得割2%アップで幾らの歳入確保になるのかですね。それから、4条の資産割で2.3%アップ、この分が幾らの増になるのか。それから、均等割の3,400円アップで実額として幾らのアップになるのか。また、平等割3,000円アップで幾らの増になるのかですね、それぞれ明細を説明をいただきたいと思っております。そして、いわゆる国保運営上の応能、応益の割合はですね、今度の条例改定に伴いまして実額として幾らの割合が出てくるのかですね、パーセントも含めて説明をいただきたいと思っております。

それとその、国保税額は今回改定を予定しております医療分のほかに、後期高齢者の支援分それから介護分もあるわけなんです、今回は後期高齢者支援分と介護分については全然手つかずの状況になっているんですが、これはどういった理由でこの部分の改定はなされていないのかですね。

それからもう1点、予算の関係で、実はこれは22年度の繰上充用の際も少しはお尋ねをしましたが、まだ判然としないんですが、前期高齢者の交付金、この部分がですね、資料もたくさん出ておりますが、実績を見まして非常に多額の増減の状況が示されているんですね。21年度分がおおよそ9億円、そして22年度実績で12億3,000万、23年度は10億2,000万、大体ですね、

2億以上の上げ下げが出ているんですが、この前期高齢者交付金がなぜこんなに大幅にですね、変動するのか、その原因についても説明をいただきたいと思います。

○今給黎和男健康課長 今回の補正の内容というか、理由なんですけど、22年度決算におきまして2億3,200万余りの大幅な赤字決算になりましたので、この補てんをするために歳入欠陥補填収入というかたちで繰上充用をさせていただいたわけですけども、その後、23年度分につきまして今後の支出……、決算見込みの推計をいたしましたところ、23年度におきまして約8,000万程度の財源不足が見込まれたというようなことで、今回、税率の改正をお願いしてあるということでもあります。

特別調整交付金の減額の件でありますけど、今回7,359万9,000円の減額になっているんですけど、これは税率改正をお願いしてありまして、保険税の収入相当額がおおよそ減額になってきているということでもあります。

前期高齢者交付金の金額が先ほどありましたけれども、毎年の金額の増減の金額が大きいというような御質問でしたけれども、これはお手元に資料等も差し上げてありますけれども、全国ベースで計算をしておりますので、補正計数とかそういうところが少しずつ変わってきて、こういう変化が起こっているというかたちになっております。平成20年度と21年度で大きな差があるんですけど、これは従前からお話ししてありますように20年度の算定におきまして、私どもの報告数値の間違ひがありまして、大きな差が出ているということでもあります。その分につきましては、平成22年度にその間違ひに基づく追加交付の金額がまいつているということでもあります。各年度の金額としては大きな金額のずれが出てきているということでもあります。

○山口英雄税務課長 まず、所得割、資産割、均等割、平等割それぞれの今回の改定によります増加分ということでございますけれども、本年6月10日現在のデータをもとにした医療一般分で申し上げますと、所得割を2%引き上げることにによりまして、6,200万円程度調定額でふえることとなります。資産割額につきましては2.3%の引き上げで、調定額として380万程度の増加となります。それから、均等割につきましては3,400円の引き上げによりまして、調定額として2,430万程度の増となります。それから、平等割につきましては3,000円の引き上げによりまして、調定額として1,260万程度の増加ということとなります。

それから、改定後の応能応益の割合及び額でございますが、改定後におきましては調定額で申しますと応能分が2億3,890万円程度、それから応益割が2億3,450万円程度という額になりまして、改定後の応能応益割合につきましては応能割が50.48%、それから応益割が49.52%、こういったことになっております。

○今給黎和男健康課長 ちょっと答弁漏れがありましたので。後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税につきましても、先ほど申しましたように23年度分につきまして、試算なり計算をして見ましたところ、おおむね充足しているということになりましたので、今回は、変更はお願いしてありません。

○2番立石幸徳議員 ただいまの説明でですね、非常にすっきりしないと言いましょか、納得しがたい説明があるんですね。つまり、今回の税率改定は23年度分に決算見込みが約8,000万円ぐらい赤字になる見込みだと。その分を対応するために、税率改定をするという説明ですよね。しかしですね、当然どの時点であっても、決算の見込みというのは取り組んでいただきたいんですけど、22年度におきましてですよ、年度末の最終補正の時点でさえも2億4,000万ぐらいの赤字見込みというのはただの一遍も説明は聞かされていませんよ。数億を越す赤字をですね、22年度につきましては何ら見込みもあるいは議会、市民にはお知らせもできない担当課がですね、今回は年度が始まってわずか数カ月で、年度末には8,000万円の赤字が見込めますとすると、にわかには信じがたいですね。この8,000万の赤字見込みの詳細についても、説明をいただきたいと思います。

それから前期高齢者の交付金、課長のほうから当初、数値の間違いがあったという説明であります。これは、あってはならないことですよね。この数値の間違いが現在の本市の国保財政運営を非常に困難にさせている。数値を間違ったが上にはですよ、県のほうから2億5,000万の貸し付けもせざるを得なくなった。そして、やってきて、今回またその返済を延ばして22年度分は何とか穴埋めができたという経過ですから、この数値の間違いをもう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

それからあの、今議会の前に担当課のほうから健康課あるいは税務課あわせて御苦労されました資料が議員のほうに配付されました。その資料の13ページが先ほど言いました23年度の決算見込みマイナス8,336万6,000円ということが出されております。で、この会計収支をですね、23年度の当初予算と対照しますと、療養給付費等負担金が7億3,000万から、資料によりまして6億6,000万、約7,000万近く減になっておりますよね。この事情も説明をいただきたいと思います。

それから、先ほどの説明にもありましたが、健康課長のほうが県から借入金2年間猶予の内定をいただいたと。この返済については、年次的に返していくという説明でありました。年次的に返していくということは理解できますが、具体的にどういうかたちで、その財源が捻出されていくんですか。その分も、説明をいただきたいと思います。

○今給黎和男健康課長 8,000万円の財源不足になったということで、今回のことをお願いをしてあるわけですが、お手元に配付してあります資料の中の13ページのところに、ことしの分の決算見込みということでお示ししてあります。先ほどもありましたけれども、13ページの一番右端の一番下のほうに三角の8,336万6,000円の財源不足が見込まれるということで、これで今回の税率の改定をお願いしているところであります。

それで、先ほど議員さんのほうからありましたけれども、今年度2カ月ほどしかまだ運営されておられません。で、そのことにつきましては、毎年その都度、決算見込み等をですね、見極めながら運営はしていくわけですが、今回もそういうことで23年度につきましてはいろいろな条件等を加味しながら、決算見込みを作成したわけでありまして。

先ほどもありましたけれども、3月議会でそういう赤字になるというのは説明がなかったというようなこともちょっと指摘されたんですけど、毎年のことなんです、補助金等とか負担金等につきましてもですね、3月の末、4月にならないと決定しない部分も結構多いものですから、そういう事情は御理解いただきたいと思っております。

前期高齢者交付金の20年度算定の間違いのことですが、これもちょっとあれなんです、後期高齢者医療制度が平成20年度から始まるに当たり、平成19年度からその準備作業として前期高齢者に係る交付金の基礎数値等の報告事務がありました。その中で、いろいろ取り違い等がありまして、その部分で間違い数値が、間違った数値を報告して20年度分の交付金にそれが反映されてきたということで、これは新規の制度が始まったばかりでですね、私どもも中の事情、報告数値も20年の4月1日から後期高齢者というのは始まったんですけど、それが報告数値がこう始まったのが、約7カ月から8カ月ぐらい前からずっとこう来ていたものですから、制度の中身がうまく理解できなかった部分等がありまして、そういう結果になったということでもあります。

それから、県の貸付基金の2年間の繰り延べで今回の歳入欠陥補填収入を補てんしたかたちになっておりますので、先ほど申しましたように、その分は債務が残っておりますので、今後の対応に償還金の財源としては今後の対応を考えていくということになっております。

○2番立石幸徳議員 健康課長のほうから、前期高齢者交付金については資料が出ているという言い方をされましたが、まだ私ども資料をいただいておりますのでね、その資料が出ましたらそれをもとに、その基礎数値のどの部分が違ったのか、また確認させていただきますが、

その県の広域貸し付けの返済ですよ、2年延ばしたということですが、いずれにしても23年本年度、来年度24年、ここで返済財源というのをつくっていかなくやならんという状況があると思うんですね。今度のその8,000万ですよ、23年度の8,000万のマイナス部分を……、見込みのマイナス部分ですね。税率改定でカバーするといっても、見込みどおりきちっといったとしても税率改定ではプラスマイナスゼロですよ。財源が出ないですよ。そうしますと、後年度この返済財源をつくるための対応となりますと、再度の税率改定といいたいでしょうか、値上げということが可能性として起こり得るんですか。最後に聞いておきます。

○今給黎和男健康課長 先ほどから御説明しておりますように、今回の税率改正につきましては、8,000万程度の不足財源が見込まれる部分についての改正をお願いしてあります。御質問のように、貸付基金の償還財源としてのお金は今後、年次的に解消すべく方法を考えていくということになります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 私も1～2点お尋ねしておきたいと思いますが、先ほど一般会計からの繰り入れというところで論議があったんですけど、私ども安定化支援事業分はさておきまして、一般会計からの繰り入れとなれば、保険基盤安定制度の分の法定内の繰り入れというふうに理解しているんですけど、その法定外の繰り入れというものがあるのかないのか。また、そういったことを含めての考えなのか、お示しをいただきたいと。

それと、先ほど副市長のほうだったですかね、財政課長だったですかね、今度、安定化支援事業分を100%繰り入れると。対象経費の交付税としての算定額の現金ベースの80%ということをお我々、説明を受けてきたわけですよ。今、御答弁があられた100%というのが、現金ベースの100%なのか、算定基礎額の100%なのか、そこをはっきりしていただきたいと思います。

○本田親行財政課長 一般会計からの国保会計への繰り出しにつきましては、国民健康保険基盤安定制度にかかわる経費、事務費及び出産一時金にかかわる経費、財政安定化支援事業にかかわる経費を除いて繰り入れるべきではないという国からの通知もございまして、枕崎市としましては法定の繰り入れ基準外の繰り出しはないところです。

もう1点目の財政安定化支援事業にかかわる23年度の繰り入れの考え方でございますが、普通交付税では財政安定化支援事業の経費に対しまして、80%が基準財政需要額に算入されております。その繰り入れを行うのが基本的な、繰り入れを行うということをお基本にしておりましたけれども、本年度は交付税の基準財政需要額に算定されている額ではなくて、対象経費のその額を繰り入れる考え方でございます。

○12番沖園強議員 実質そうすると、算定経費の部分を繰り入れると、100%。そうなった場合は、普通交付税としては、措置額としては80%しか来ないと理解しているんですけど、その部分も含めて繰り入れるということをお理解していいんですかね。

もう1点、国の地方財政計画では、例えば平成4年度、安定化支援事業が1,000億円と。15年から12年が1,250億円だったですよ。それと、13年から20年度までが1,000億円と、そういった総体ベースの中で按分されてきたものだと思うんですけど、そうすると今現在まで、例えば交付税措置額が18年度までは10億以上あったわけですよ。19年度以降、すみません、間違いました。交付税措置額が18年度、1億以上あったわけですよ。そして、19年度以降、その1億が割り込んで21年度6,100万と。そして、22年度は5,400万の見込みということなんですけど、一体全体、国の地方財政計画はどうなっているんですか、そこをお示しいただきたいと。

○本田親行財政課長 1つ目のお尋ねにつきましては、普通交付税で算入される額は80%ですけれども、その額を超えて100%、事業費の額を20%、交付税措置されている額に上乗せして繰り入れるかたちになります。

2つ目の地財の状況ですけども、23年度につきましても全国レベルでは1,000億円の措置にな

ると思います。

○12番沖園強議員 国の地財計画は変わらないベースの中で、なぜ、こうして安定化支援事業分が減ってくるかということですよ。交付税措置がされないと。その点はどう認識されているんですかね。例えば、補正計数が非常にこう、平成7年度あたりから比べると低くなっているわけですよ。その辺のところは、どうとらえているんですか、最後にお尋ねしておきます。

○今給黎和男健康課長 今、御質問のように、平成4年度から始まっておりますこの支援事業につきましては、算定の項目というのがありまして、先ほどからありますように交付税の算定になっておりますので、その交付税の算定の中身としての項目として、大きく3つあります。

まず最初に、応益割保険料負担が特に不足していること。2番目に、病床数が特に多いこと。高齢者が特に多いことということで、こういう人数とか医療費とかをベースに計算をしてあるわけですが、この合算で計算、算定されていくんですが、このうち、枕崎市につきましては病床数が特に多いこと等により、従来多く算定されてきた経緯があります。18年度からは、応能割の保険料負担能力が特に不足していることという部分に、この項目にですね、重点化がされていっている傾向がありまして、本市では従来から、説明しておりますけれども、市民所得のレベルの問題がありますので、枕崎はそう低いほうではありませんので、税負担能力に、低いところに傾斜配分がなされていっているということで、5～6年、7～8年前の算定額自体も半額以下ぐらいになっているような状態であります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 さっきからも皆様もおっしゃっていますように、国保への点、そしてまた今度の値上げということで、きのうきょう持ち上がってきた問題とは思えないんですが、今、消費税もこういう論議でやっていると思うんですよ。だから、我々は今、選挙が終わってこういう問題を突きつけられてほんとに困っております。それで、今までこの、大きな比重を占めると思うんですが、医療費の抑制対策はどのように行われてきたのか。また今後、どのような対策を講じていくのか、そこをお尋ねします。

○今給黎和男健康課長 医療費の抑制策等につきましては、これまでも県と国等の指導に基づきまして、いろいろやってきているわけですが、加世田保健所とも連携しながら、ほかの団体等がやっていらっしゃるような事業につきましては、さまざまなものに取り組みながら実施をしてきたところであります。それぞれの取り組みにつきましても、一定の効果はあったと考えておりますが、直接的に医療費の抑制につながっていないのではないかなというふうに考えております。

今後、医療費の抑制策につきましては、より多くの市民を対象とした健康増進事業を検討しなければならないと考えておりますが、現実の問題としまして、本市は高血圧症とか糖尿病を初めとする生活習慣病の患者さんが非常に多いという現状があります。そのために、本市の脳血管疾患による死亡率がこれは全国平均なんですけど、過去5年間ぐらいの平均値でいくと、全国平均に比較しまして1.6倍というような、そういう数値も出ております。これまでも、医療費の分析等につきましても取り組んでまいっているんですが、今年度から先ほど申し上げました脳血管疾患の部分につきましてもですね、県や加世田保健所と一緒にしましてより詳細な原因分析等を行い、それに基づいて具体的な対応策を見出していこうというような計画を今持っているところであります。しかしながら、医療費抑制はどこの市町村でも大変難しい問題でありまして、本市といたしましても他市町村の先進的な取り組みを参考にしながら、全庁的な取り組みによって、市民全体が健康で元気になるような方法の検討をしてみたいと考えているところであります。

○神園征市長 医療費の問題につきましてはですね、今回、この国保料の改定案を出すについて、内部でもいろんなことを検討いたしました。そして、我が市の国保税率はこれまでは県下で低いほうから数えたほうが早かったと。と言うよりは、県下で低いほうから2番目だったということ

がありますが、一方、医療費はですね、県下でも高いほうにあるわけです。例えば、枕崎市の1人当たり医療費は35万円をちょっと超えております。鹿児島県下で一番安い志布志市では1人当たり21万5,000円ぐらいだったと思います。奄美市が医療費が安いのは、志布志市に次いで奄美市が安いんですが、そこも23万とかなりの差があります。ですから、この医療費抑制につきましては、今やっている単発的な対策ではなくて、継続的にできるような健康づくり、こういったものを考えなければならないということを私のほうからも副市長のほうからも、特に指示してあります。これを早急に考えろと。我が市では、平成元年の市制記念日にですね、健康づくり都市枕崎宣言というのをしております、それにしてはあの、そういった医療費が相変わらず高いというようなことですね、私自身も国保じゃないけれども今回入院するといったようなことがありますので、これらは本当に市民すべてが、国保関係者だけでなく市民すべてが関係のあることですから、健康な人を一人でも多く生み出す、そういう対策は非常に重要であると思っていますので、場合によってはですね、役所内にそのためのプロジェクトチームを立ち上げて、早急にそういう対策の具体案を出させようと、こう思っております。

○依積田義信議長 これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○依積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、沖園強議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時51分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成23年7月1日)

平成23年枕崎市議会第6回臨時会

議事日程（第2号）

平成23年7月1日 午後1時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	43	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	42	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番	俵積田 義信	議員	2番	立石 幸徳	議員
3番	豊留 榮子	議員	4番	今門 求	議員
5番	清水 和弘	議員	6番	茅野 勲	議員
7番	禰占 通男	議員	8番	城森 史明	議員
9番	沢口 光広	議員	10番	畠野 宏之	議員
11番	吉松 幸夫	議員	12番	沖園 強	議員
13番	中原 重信	議員	14番	吉嶺 周作	議員
15番	牧 信利	議員	16番	新屋敷 幸隆	議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏	事務局長	俵積田 光昭	書記
橋之口 寛	書記	平田 寿一	書記
宮崎 元気	書記		

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神園 征	市長	地頭所 恵	副市長
永留 秀一	総務課長	本田 親行	財政課長
今給黎 和男	健康課長	山口 英雄	税務課長
揚村 芳江	健康課参事	田野尻 武志	監査委員
四元 幸一	監査委員事務局長	東中川 徹	行政係長

午後 1 時 29 分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

まず、日程第 1 号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** ただいま議題となりました日程第 1 号について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第 1 号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、第 3 条の所得割に係る税率は、100分の5.5を100分の7.5に改定し、第 4 条の資産割額の税率は、100分の15.9を100分の18.2に改定しようとするものです。

第 5 条の被保険者均等割額は、1 万 7,600 円を 2 万 1,000 円に改定し、第 5 条の 2 である世帯別平等割額は 1 万 7,000 円を 2 万円に、特定世帯については、現行 8,500 円を 1 万円に改定しようとするものです。

第 23 条の政令減額の軽減については、第 1 号の 7 割軽減の関係では、被保険者均等割額は現行 1 万 2,320 円を 1 万 4,700 円に改定し、世帯別平等割額は 1 万 1,900 円を 1 万 4,000 円に改定し、特定世帯については 5,950 円を 7,000 円に改定しようとするものです。

第 23 条の第 2 号は 5 割軽減の部分であるが、被保険者均等割額は現行 8,800 円を 1 万 500 円に、世帯別平等割額は 8,500 円を 1 万円に改定するもので、特定世帯については 4,250 円を 5,000 円に改定しようとするものです。

第 23 条の第 3 号は 2 割軽減の部分であるが、被保険者均等割額は現行 3,520 円を 4,200 円に、世帯別平等割額は 3,400 円を 4,000 円に改定するもので、特定世帯については 1,700 円を 2,000 円に改定しようとするものです。

この件について委員から、国保税の場合はかかった費用に対して幾ら課税するかということが原則なはずだが、今回の賦課の方式は、国保税の目的税に合致しているのか、とただしたのに対し、当該年度の給付については、当該年度の収入で賄うことになるので、現時点において平成 23 年度末の給付費の動向、国費、その他の状況を予想し、財源不足が約 8,000 万円見込まれるので、この不足額を税で賄おうとするものであるということです。

今年度については、財源不足の部分を確定していないかたちで出さず、ある程度見込みを立てた中で、具体的な本年度の財源不足額を算定した結果、約 8,000 万円ぐらいの財源不足が出てくるということで、今年度分の収支が均衡がとれるような税率の改定をお願いするということです。

次に、国庫支出金の削減についてただしたのに対して、市長会を通じて国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合の引き上げ、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を要望しているということです。

次に、一般会計繰り入れについては、これまでは国保財政安定化支援事業の対象経費算定額の 80%が交付税で措置され、その部分を繰り入れしてきたが、今回は残り 20%の部分も繰り出して、必要な財源不足の圧縮に努め、一定の一般会計からの繰出金を増額するということです。

徴収率の決定については、平成 22 年度の医療給付費一般現年分の徴収実績 94.51%をもとに、最近の景気低迷等による徴収率低下等を考慮し、94%に設定したということです。

課税方式については、国民健康保険税の所得割の課税は、旧ただし書き方式を採用しており、住民税の所得割方式は採用していない。資産割については、生産性に乏しい固定資産が多いと思われるので重くすべきではないと考えるが、応能割と応益割の比率を考慮すると、所得割の税率改定の比重が大きくなるため、資産割も引き上げざるを得なかったということです。

委員からは、特に住民の命と暮らしを守るという立場から、あるいは国保税が国保会計に占め

る割合は10数%で、既に一般財源化している状態であるので、法定外の繰り入れを検討すべきだという意見と、一般会計の非常に厳しい現状からしたら、一般会計からの繰り入れは慎重に対応すべきだという意見が出されました。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○**15番牧信利議員** 私は、日本共産党市議団を代表して、議案第43号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険法第1条は、国民健康保険は社会保障と国民保険のための制度と規定しています。この法の立場から見れば、今回の値上げは法に逆行するものであり、到底認めることができないものであります。

今回の税率改定は、一世帯平均で1万9,531円、率にして14.5%という大幅な値上げであります。実に、5万7,500円の負担増となります。この標準世帯の場合、現在の税額でさえも所得に占める割合は16.51%です。今回の値上げでは、その割合が19.38%と所得の約2割になるものです。

厚生労働大臣は、我が党の議員の質問に対して、10%を超える国保税は負担の限界を超えていると答弁をいたしております。今回の枕崎市の国保税は、値上げされると10%どころか、20%にもなるという大変なものであります。これは、払いたくても払えない状況を一層深刻にすることであり、市民の命と暮らしを破壊するものであると言わなければなりません。

この値上げ議案は、市民に対して過酷な税負担を押しつけるものであります。国保世帯の現状を見ますと、一般国保の世帯数は4,214世帯のうち、所得250万円以下が94.01%。加入者の大部分が低所得者である。しかもその中で、所得が33万円以下、こういう世帯が全体の56.81%を占めているわけであり、今回の値上げは、仕事は減り、収入は減り、年金は削られるという、市民の深刻な暮らしの状況をますます大変なものにして、さらに滞納者をふやすことになることは間違いないでしょう。現在、滞納世帯は515世帯ですが、そのうち250万円以下の低所得者層が491世帯にも上っています。今でさえ、滞納している人たちに、今回の値上げはさらなる困難を押しつけることになるとともに、新たな滞納者をふやすことになるでしょう。

当局自身が、今回の値上げによって、税の徴収が厳しくなることを認めざるを得ない、そういう状況であります。さらに今回の値上げで、今まで以上に、命、暮らしが脅かされる状況が広がるでしょう。

平成22年度、資格証明書交付世帯が14世帯、保険証未交付世帯が60世帯、短期保険証交付世帯が89世帯、いわゆる163世帯が正規の保険証を持たない状況にあります。今でさえ、高すぎる国保税のために、このような状況が生まれてきているとき、今回の値上げで、この状況はさらに悪化するものであります。

このような市民の状態を直視するのは、市長は一般会計からの繰り入れを行い、値上げをやめるべきである。今回の値上げによる税収7,360万円です。一般会計からの繰り入れを行えば、値上げはしなくていいということになります。今回の値上げが、22年度への繰上充用が減となっていることから見ても、一般会計からの繰り入れを行い、市民への負担の押しつけをやめるべきである。さらに、今回の値上げに当たっては、そのやり方にも問題があることが明らかになりま

した。このような市民の命と暮らしにかかわる重大な問題については、市民の声を十分に聞く機会をつくる、このことが必要であります。

ところが、市のやり方は全く逆でありました。当初、6月議会に議会運営委員会で作された議会日程表では、6月20日に議案を議会に提出して、21日の本会議に上程というものでありました。そのために、6月3日の最初の本会議の後の全員協議会において、市長から報告を受ける、こういうようなことが提起をされました。このやり方は、議案は一週間前に議会に提出するという、議会のルールを踏みにじる。議員の研究、調査の時間さえ奪うというものでありました。これは、我が党の抗議で撤回されましたが、市民の命と暮らしにかかわる重大な問題です。議会無視、市民無視のやり方から見て、今回の国保税の値上げは市民が知らないうちに強行しようとしたものと言わざるを得ないものであります。

国保財政の危機、その最大の原因は、国が補助金を半分に削減した結果である。国保の危機打開のためには、国の国庫負担を元に戻す、このことを緊急にやるべきであります。

自民党政府は、1984年の国民健康保険法改悪で、それまで医療費の45%とされていた定率国庫負担を給付費の50%に改定しました。このことによって、国保の国庫負担を医療費の45%から38.5%に削減し、その分を保険料負担として国民に転嫁しました。このことによって、国庫負担率は1984年度の49.8%から2008年度は24.1%と半分に削減されました。その結果、国保税では1984年度1人当たり3万9,020円だったものが、2008年度には9万0,625円と2.3倍にはね上がっています。我が党は、国庫負担を元に戻すことを政府に対して強く要求するとともに、国庫負担の復元のために、市長が全力で取り組むことを強く求めるものであります。

以上、今回の国保税値上げに対する我が党の立場を明らかにしてきました。我が党は、市民の命と暮らしを破壊する国保税の値上げ議案に断固として反対をし、議案の撤回を強く求めて、討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[今門求予算特別委員長 登壇]

○**今門求予算特別委員長** ただいま議題となりました日程第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は、委員長に今門求、副委員長に禰占通男委員を選任いたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,511万5,000円を減額し、予算総額を42億0,154万8,000円にしようとするもので、当初予算より3.67%の伸びとなります。

歳出の主なものは、償還金8,333万4,000円及び繰上充用金178万1,000円の減額であります。

以上の財源として、国民健康保険税8,234万6,000円、繰入金1億4,888万5,000円の増と国庫支出金7,359万9,000円、療養給付費等交付金874万6,000円、繰越金1,000円、諸収入2億3,400万円の減で措置したとのことであります。

県の支援基金の貸付金の返済については、23年度と24年度について支払いを延期してもらうことができたので、23年度の財源不足額を充足させるための保険税率の改定をお願いしているが、2億5,000万円の貸付金はそのまま残っており、23年度の決算状況等を踏まえて、医療費の

動向、補助金の動向を見ながら、年次的な財源対策を行っていくということでもあります。

また、税の収納率については、22年度の医療給付費の一般分の現年分の収納率が94.51%だったので、社会情勢の厳しさはあるが、今回の改定に当たっての収納率は94%としたということでもあります。

次に、国民健康保険の年齢構成と国民健康保険の運営との問題については、一般的にサラリーマンが退職してから60歳以上の退職後に国保に加入している状況で、60歳以上の方が非常に多くなっている状態であり、社会保険を出たら国民健康保険しかないという構造的な問題を抱えているし、医療費等についても結構大きくなっているという現実があるということでもあります。

また、国保に対する住民の理解を求める取り組みが不足しているのではないかとということについては、国保税の負担に限らず、医療費の負担をどう減らしていくのか、今後考えていかなければならないので、住民へ周知する手段を工夫していきたいということでもあります。

また、一般会計からの法定外繰り入れをすべきではないかということについては、一般会計からの繰り出しについて全く検討しないということではなく、これまでもその可能性を含めて検討してきたが、これまでは国保財政安定化支援事業の算定経費全体の80%が交付税で算定された部分を繰り入れしてきましたが、今回は残り20%の部分も繰り出して、必要な財源不足の圧縮に努めて、一定の一般会計からの繰り出金を増額するということです。法定外の繰り出しについては、国保以外の被保険者の理解を得ることが非常に難しい点があるので、実施しないということです。

次に、所得階層ごとの滞納額については、所得なしの件数が114人、滞納額が1,173万3,270円。30万円未満が31人で259万6,800円。30万円以上50万円未満が29人で307万2,300円。50万円以上120万円未満が105人で1,724万9,041円。120万円以上200万円未満が74人で1,902万8,045円。200万円以上300万円未満が34人で621万7,500円。300万円以上500万円未満が13人で533万9,000円。500万円以上が4人で336万9,700円。その他課税データのない者が84人で640万6,800円、未申告者が27人で444万4,400円となっており、合計で7,945万6,856円となっているとのことです。

また、収納率を上げる方針については、国保税の普通徴収のうち、49%が口座振替であるが、さらにこれを進めて、安定的な税収に努めていく方針であるということでもあります。

資格証明書の発行については、平成20年度は交付世帯が18だったが、21年度は14、22年度も14、23年度5月末で10となっています。減少したのは、全員が完納したものではなく、納税相談とか誓約とかが、ある程度スムーズにいつていると考えているということです。

なお、未交付世帯60については、保険証の更新・切りかえを行わず、連絡をしても交換に來ていない方ということでもあります。

また、国保運営協議会の開催回数については1回開催しているが、作業の段取りとして5月25日に繰上充用の措置をし、税率改定の協議を行い、20日に税率改定の条例案、補正予算案を出して、その間に協議会に諮るので時間的に制約を受けているとのことです。

なお、国保協議会では22年度決算や22年度の医療費の動向、県内19市の保険給付費等の審査に必要な書類を提出して審議をしてもらい、23年度決算見込みで約8,000万円の赤字が見込まれるので、その部分について税率改定の改正案を示して協議してもらい、約8,000万円の赤字、財源不足の発生を解消するため、税率改定をしなければならないという説明をしたということでもあります。

また、滞納繰越分の縮減については、毎年度当初に滞納繰越額のうち収納率何%ということで目標設定を行っているが、納税意識の希薄という割合も5割近くを占めている状態であるということでもあります。

なお、軽減世帯については、被保険者数は4,214で、軽減世帯が2,457世帯で軽減なしの1,757

世帯が相互扶助のかたちになっております。

今回の改定率については、引き上げ率でいうと所得割が36.4%、資産割が14.5%、均等割が19.3%、平等割が17.7%ということで、それぞれの割合は所得割が46.42、資産割が6.13、均等割が30.40、平等割が17.05ということになり、応能割が50.48、応益割が49.52ということがあります。

なお、税率設定においては、低所得者に配慮して、資産割及び均等割、平等割を低く設定したということでもあります。

国民健康保険の今後の方針については、国保の財政状況は厳しい状況であるが、枕崎は1人当たりの医療給付自体も県下のほかの市と比べ高い中で、税率については最も低い部類で抑えられてきました。22年度は大きな赤字が生じ、23年度も財源不足が見込まれるということで、今回、税率の改定をお願いせざるを得なかったということであり、税率の改定に御理解をいただくとともに、市民の健康づくりというような活動を充実して、健康で長生きのできる社会づくりを進めていくことが大事だと考えているとのことでもあります。

本件については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○15番牧信利議員 日本共産党市議団を代表しまして、議案第42号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

まず、反対の理由の一番は、国保税の大幅な値上げを実行する予算であるということでもあります。

長引く不況で仕事も減り、収入も減っている。年金生活者は、年金も削られています。国保税の値上げは、このような市民に対して、一層の負担を押しつけ、生活をこれまで以上に苦しめるものであります。今、市がやらなければならないことは、この市民の生活を守ることです。そのためにも、一般会計からの繰り入れを行い、国保税の値上げをやめることであります。

一般会計からの繰り入れは、当局は拒否しました。しかし、県内を見ても、一般会計から繰り入れている自治体がございます。これは、国民健康保険法の目的である社会保障という、この立場に立って、市民の暮らしを守るという立場から繰り入れをしていくと、そういう市の政治姿勢の違いであります。あくまでも、枕崎市は一般会計からの繰り入れを拒否していますが、市はこれまで国保のために交付された国保財政安定化支援事業の金、5億8,671万円を国保会計には入れないで、一般会計で使っています。

市民の暮らしが、このようなひどい状況の中で、新たな負担を押しつける、そういう検討をするのであれば、市民への負担を押しつける前に、国保に來た金を国保会計に入れて、値上げをやめるべきである。そういう点から考えますと、今回の補正予算はまさに市民の暮らしを一層苦しめる実効の予算である。こういうことは、明らかであり、反対をするものであります。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。

○2番立石幸徳議員 私は、議案第42号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本市の国保会計は、先ほどの委員長報告にありましたように、平成22年度、前年度決算におきまして、約2億4,000万という多額の赤字となっております。このため、去る5月25日の臨時議会におきまして、平成23年度国保会計補正（第1号）予算を上程し、その予算の中で繰上充

用の措置を取らざるを得なくなつたのであります。

そして、今回の補正予算2号予算におきまして、平成20年度に県より貸し付けを受けておりました2億5,000万円の償還財源として留保をいたしておりました約1億4,900万円の準備基金と今年度、平成23年度に県の貸付金の返済償還財源と予定しておりました8,300万円ほどを先延ばしをしまして、合計で約2億3,000万円ほどを22年度の赤字の歳入欠陥補てん財源として充当をするようになっております。このことは、この赤字額を直ちに住民に負担をさせるものではございませんので、十二分に理解できるところであります。

しかしながら、後年度、この県の貸付金を返済しなければならないのは事実でございます。23年度からここ数年の間に、2億5,000万円ほどの返済財源を確保しなければなりません。そのため、とりあえず本年度、23年度のこれからの国保財政運営を厳しく見直し、住民にできるだけ、なだらかな負担を求めていくように配慮をしながら、取り組んでいるのではないかと考えているところでございます。

今後の国保財政運営におきましては、先ほどからも出ておりますように、一般会計からの法定外繰り入れも十二分に検討し、できるだけ住民負担を抑制しながら、本市の国保事業運営が健全化していくことを強く申し上げまして、本予算案に賛成の討論といたします。

○依積田義信議長 次に、沖園強議員。

○12番沖園強議員 私は、日程第2号、議案42号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正は、平成22年度において2億4,000万の歳入欠陥が生じ、さきの議会で平成23年度予算から繰上充用を行った国民健康保険特別会計の財政運用に伴う、日程第1号の国民健康保険税の税率改正と連動したものでございました。

本市の一般会計の財政運営とともに、非常に厳しい運営状況下におかれた国保会計のやむを得ない予算措置であったことを、まずもって申し上げておきたいと思えます。

その国民健康保険事業は、国庫負担すなわち補助金等の特定収入と被保険者の保険税の収入をもって運営されているものでありますが、今回の予算委員会の審査における過程で、保険税率の改定をめぐるさまざまな意見が出されたところであります。その多くは、昨今の社会情勢によって、厳しい生活環境に置かれている市民への影響を危惧したものでありました。その思いはだれしも同じであります。その論議の中で、過去の国保財政安定化支援事業の繰入金の問題が取り上げられました。この国保財政安定化支援事業の繰入金の問題は、これまでの議会の中でも論議し、議会は各年度の予算を議決して、決算を承認してきた問題であります。単年度主義の国保会計の財政運営においては、今回の審査にはなじまない論議であると思うところであります。

また、一般会計からの法定外の繰り入れを行うべきであると。税率を上げるべきでない。議案を撤回するべきだとの意見もございました。果たして、国民健康保険制度の趣旨や今の枕崎市の一般会計の財政状況から、そのような予算措置が可能であるのかと疑問に思うところであります。

まず、国と被保険者の費用負担が位置づけられている国民健康保険法は、当該年度の医療給付費の費用から、国庫支出金等の額を控除して、健康保険税の総額を決定し、一定の算定方式で各世帯主に税額を割り当てるとなっております。その地方税法730条の4による税額は、あくまでの被保険者に対する目的税であるということでもあります。にもかかわらず、一般会計から法定外の繰り入れを行うことは、市民公平の行政運営の基本的な趣旨を損なうことにつながる問題でございます。

さらに、本市の一般会計の財政状況は、経常経費充当一般財源が約62億程度であります。平成21年度の経常収支比率は、実に98.3%でございました。平成23年度の義務的経費の計上額だけでも61億4,000万に上っております。すなわち、わずか2億程度のまちづくりの予算しかない。

この枕崎市で、わずか2億の一般財源が意味することは港湾や河川や道路など、国、県の地元負担金にも回さなくてはならない財源でもあります。どこから、その国保会計へ繰り入れる財源を見つけてくるのか。ましてや、退職手当債を借りて、職員の退職手当の確保を行っている一般会計の実質的な経常収支比率は100%を超えていると思慮され、一般会計という1つのパイの中で何がしかの事業を削らないと国保会計への繰り入れは、財源は生まれてこないということを意味いたしております。このことは、現在の枕崎市の農林水産業費や土木費、教育費、福祉費などのまちづくりの事業を見ていただけるとおわかりのとおり、そのほとんどが一般財源の持ち出しのないトンネル事業となっております。

以前私は、県内の96市町村の中で、4分の1の市町村の負担金持ち出しがある農地水環境対策事業に取り組んでいないのは、枕崎市と三島村と十島村のわずか3つのまちだけであると指摘いたしました。これはまさしく、本市の財政が硬直しているために、市の負担金持ち出しがある有利な補助事業に取り組むことができなかつた事例であり、これ以上の一般会計繰り出しを行うことは、ほかのまちづくりの予算や福祉の予算を削らないと、その予算措置ができないということでもあります。すなわち、一般会計の繰り入れをするべきであるという意見の意図がわからない。私には、非常に無責任な発言に思えました。

私たちは、市民の付託を受けた代議制民主主義の議会制度の中で、その置かれたときにおいて、責任ある政治判断を行わなければなりません。そのような観点から、今回の補正予算の措置をかんがみたときに、むしろ私は国保連合の借入金の返済に充てるために積み立てた準備基金は、取り崩さずに担保しておくべき税率改正が必要でなかつたのかとさえも思うところでありました。しかしながら、市民の重税感を少しでも緩和するために借金返済のために積み立てた準備基金を取り崩し、さらに安定化支援事業の交付税算定額の100%を繰り入れることでありました。

このことは、交付税措置される歳入見込み額の120%を繰り入れることを意味しており、安定化支援事業交付税措置分にさらに20%を上積みした繰り入れであり、少しでも税率を低く抑えるためにやむを得ない予算措置であると理解いたしているところでもあります。我々議会や当局に限らず、できるものなら税を上げたくない。自分のときには、上げたくないという思いは、だれしも同じであります。今後、市当局におかれましては、高齢化による医療給付費の増数や国保税の58%に上る軽減世帯の増数などの低所得制に配慮した税率改正であったことを市民に十分に理解してもらうよう、説明責任を果たすことを要望いたしまして、日程2号について、賛成の討論といたします。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第6回臨時会を閉会いたします。

午後2時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 清 水 和 弘

枕崎市議会議員 沖 園 強